

# 千葉県報

号外  
令和7年3月31日

## 主要目次

- 千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令
- 千葉県職員研修規程の一部を改正する訓令
- 千葉県総務部税務課等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

## 訓

## 令

千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県訓令第三号

#### 千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

千葉県職員被服等貸与規程（昭和四十六年千葉県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一職業訓練指導業務に従事する職員の項中、「NC機械加工科」を削り、「又はシステム設計科」を、「システム設計科又はIOTシステム科」に改め、同表土木工事又は建築工事の監督、調査、測量、検査等の業務に従事する職員の項中「都市計画課」を「宅地安全課」に改め、同表宅地造成工事等の調査業務に従事する職員の項を次のように改める。

宅地造成等に関する工事等の監督、調査、測量、検査等の業務に従事する職員				
夏作業服（上下）	—	二	宅地安全課又は地域振興事務所地域環境保全課の宅地造成等に関する工事等の監督、調査、測量、検査等の業務に常時従事する職員に限る。	
冬作業服（上下）	—	二		
防寒衣	—	三		
雨衣（上下）	—	二		
ゴム長靴	—	二		
安全靴	—	二		

別表第二土木工事又は建築工事の監督、調査、測量、検査等の業務に従事する職員の中「都市計画課」を「宅地安全課」に改め、同表宅地造成工事等の調査業務に従事する職員の項を次のように改める。

宅地造成等に関する工事等の監督、調査、測量、検査等の業務に従事する職員

ヘルメット

宅地安全課又は地域振興事務所地域環境保全課の宅地造成等に関する工事等の監督、調査、測量、検査等の業務に常時従事する職員に限る。

## 附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県訓令第四号

#### 千葉県職員研修規程の一部を改正する訓令

千葉県職員研修規程（平成五年千葉県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「若手職員育成研修、職務別研修」を「階層別研修、職員力向上研修、キャリア開発研修」に改める。

第八条中「職員の意欲向上と」を「業務の遂行上の必要性や職員のキャリアデザイン及び意欲等に基づき、」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。

#### （階層別研修）

第九条 階層別研修は、県が地方公共団体としての機能を十分に発揮するために職員が求められる役割を果たすことができるよう、職員が在職期間や職務等に応じて必要とされる知識及び技能等を習得することを目的として実施する。

#### （職員力向上研修）

第十条 職員力向上研修は、職員として理解しておくべき知識及び職務の遂行に必要な一般的な知識を習得させることを目的として実施する。

第二十三条を第二十四条とし、第十七条から第二十二條までを一条ずつ繰り下げ、第六條中「第十三條」を「第十四條」に改め、同條を第十七條とする。

第十五条を第十六条とし、第十四条中「若手職員育成研修、職務別研修又は特別研修」を「階層別研修、職員力向上研修又はキャリア開発研修」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第二項中「若手職員育成研修及び職務別研修並びに特別研修（別に定めるものに限る。）」を「階層別研修、職員力向上研修（別に定めるものに限る。）及びキャリア開発研修」に改め、同条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（キャリア開発研修）

第十一条 キャリア開発研修は、職務にかかわらず、職員のキャリア形成に必要な知識及び技能等の提供を目的として実施する。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県総務部税務課等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第五号

本庁

食肉衛生検査所

千葉県総務部税務課等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

訓令

千葉県総務部税務課等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成十八年千葉県訓令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「給与システム班及び」を削る。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八